

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	25	29	第 1 項及び第 <u>25</u> 項の規定は,	第 1 項及び第 <u>41</u> 項の規定は,
2	61	9	はり・ <u>けた</u> ・土台	はり・ <u>桁</u> ・土台
3	62	側注 3 2 行目	胴差・ <u>けた</u> など	胴差・ <u>桁</u> など
	63	12	<u>けた</u> 行方向	<u>桁</u> 行方向
4	63	16	<u>けた</u> 行方向	<u>桁</u> 行方向
	63	20	<u>けた</u> 行方向	<u>桁</u> 行方向

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4 続き	63	側注 1 1-2 行目	た行方向 <u>け</u>	行方向 <u>桁</u>
	64	2	けた行方向	桁行方向
	64	4	けた行方向	桁行方向
	64	6	けた行方向	桁行方向
	64	図 9	(a) 張り間方向軸組算定 のためのけた行面の 見付面積 (b) けた行方向軸組算定 のための張り間面の 見付面積	(a) 張り間方向軸組算定 のための桁行面の 見付面積 (b) 桁行方向軸組算定 のための張り間面の 見付面積
	65	図 11	けた105×105	桁105×105
	65	図 12	けた105×105	桁105×105
	66	図 13	※けた行方向の軸組は省略	※桁行方向の軸組は省略
	66	図 14	(b) けた行方向軸組算定の ための見付面積	(b) 桁行方向軸組算定の ための見付面積
	67	表 上から 1つ目	(b) けた行方向軸組算定用	(b) 桁行方向軸組算定用

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文															
	ページ	行																	
4 続き	67	表上から 2つ目	(b) <u>けた行方向</u>	(b) <u>桁行方向</u>															
	67	表上から 3つ目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <u>張り間方向</u> <u>けた行方向</u> <u>張り間方向</u> <u>けた行方向</u> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <u>張り間方向</u> <u>桁行方向</u> <u>張り間方向</u> <u>桁行方向</u> </div>															
	68	2	<u>けた行方向</u>	<u>桁行方向</u>															
	81	7	<u>けた行方向</u>	<u>桁行方向</u>															
	81	図 32	<u>けた行方向</u>	<u>桁行方向</u>															
	207	3 の表	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <u>けた行</u> <u>張り間</u> <u>けた行</u> <u>張り間</u> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <u>桁行</u> <u>張り間</u> <u>桁行</u> <u>張り間</u> </div>															
	208	上部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">X 方 向 (けた行)</td> <td style="padding: 5px;">Y 方 向 (張り間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(張り間側受風面 S_{2x})</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(けた行側受風面 S_{2y})</td> </tr> </table>	X 方 向 (けた行)	Y 方 向 (張り間)	(張り間側受風面 S_{2x})	(けた行側受風面 S_{2y})	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">X 方 向 (桁行)</td> <td style="padding: 5px;">Y 方 向 (張り間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(張り間側受風面 S_{2x})</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(桁行側受風面 S_{2y})</td> </tr> </table>	X 方 向 (桁行)	Y 方 向 (張り間)	(張り間側受風面 S_{2x})	(桁行側受風面 S_{2y})							
X 方 向 (けた行)	Y 方 向 (張り間)																		
(張り間側受風面 S_{2x})	(けた行側受風面 S_{2y})																		
X 方 向 (桁行)	Y 方 向 (張り間)																		
(張り間側受風面 S_{2x})	(桁行側受風面 S_{2y})																		
208	中段	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"><u>けた行方向</u></td> <td style="width: 25%; padding: 5px; text-align: center;">(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m</td> <td style="width: 25%; padding: 5px; text-align: center;">m ≤ m</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"><u>張り間方向</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<u>けた行方向</u>	(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m	m ≤ m	<u>張り間方向</u>	(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)	(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"><u>桁行方向</u></td> <td style="width: 25%; padding: 5px; text-align: center;">(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m</td> <td style="width: 25%; padding: 5px; text-align: center;">m ≤ m</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"><u>張り間方向</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<u>桁行方向</u>	(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m	m ≤ m	<u>張り間方向</u>	(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)	(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)		
<u>けた行方向</u>	(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m	m ≤ m	<u>張り間方向</u>																
(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)	(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)																		
<u>桁行方向</u>	(イ)または <input type="checkbox"/> m ≤ m	m ≤ m	<u>張り間方向</u>																
(張り間側受風面 $S_{1x} + S_{2x}$)	(けた行側受風面 $S_{1y} + S_{2y}$)																		
208	下段左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><u>けた行方向</u></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><u>桁行方向</u></div>																

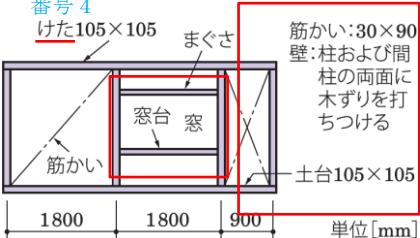
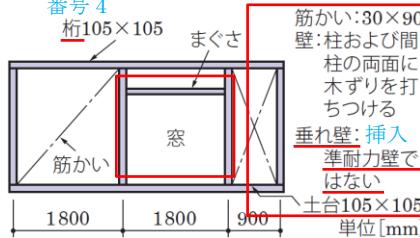
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4 続き	209	表上段	X 方 向 (けた行)	X 方 向 (桁行)
	210	左段 30-31	行方向 1105.65 cm, <u>けた</u>	方向 1105.65 cm, <u>桁</u> 行
	210	左段 35	けた行方向	<u>桁</u> 行方向
	210	左段 37	けた行方向	<u>桁</u> 行方向
	210	左段 40	けた行方向	<u>桁</u> 行方向
	210	左段 41	けた	<u>桁</u>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	33	9	<p>敷げた,</p> <p>図 8</p> <p>和小屋組</p> <p>洋小屋組</p>	<p>敷桁,</p> <p>図 8</p> <p>和小屋組</p> <p>洋小屋組</p>
	35	24	敷げた・	敷桁・
	46	2	けた行	桁行
	55	2	けた行方向	桁行方向
	62	22	はり・けたのような	はり・桁のような
	62	26	はり・けたなどの	はり・桁などの
68	側注 1 2 行目		軒げたで	軒桁で

番号	訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文												
6	57	表 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造種別</th><th colspan="3">規模(いずれかに該当するもの)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td><td>①階数 3 以上 </td><td>②延べ面積 500 m² を超える </td><td>③高さ 13 m を超える </td></tr> <tr> <td>木造以外の構造</td><td>①階数 2 以上 </td><td>②延べ面積 200 m² を超える </td><td>③高さ 13 m を超えるまたは軒の高さ 9 m を超える(石造、れんが造などの場合) 削除</td></tr> </tbody> </table>	構造種別	規模(いずれかに該当するもの)			木 造	①階数 3 以上 	②延べ面積 500 m² を超える 	③高さ 13 m を超える 	木造以外の構造	①階数 2 以上 	②延べ面積 200 m² を超える 	③高さ 13 m を超えるまたは軒の高さ 9 m を超える(石造、れんが造などの場合) 削除
構造種別	規模(いずれかに該当するもの)														
木 造	①階数 3 以上 	②延べ面積 500 m² を超える 	③高さ 13 m を超える 												
木造以外の構造	①階数 2 以上 	②延べ面積 200 m² を超える 	③高さ 13 m を超えるまたは軒の高さ 9 m を超える(石造、れんが造などの場合) 削除												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造種別</th><th colspan="3">規模(いずれかに該当するもの)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td><td>①階数 3 以上 </td><td>②延べ面積 300 m² を超える </td><td>③高さ 16 m を超える </td></tr> <tr> <td>木造以外の構造</td><td>①階数 2 以上 </td><td>②延べ面積 200 m² を超える </td><td></td></tr> </tbody> </table>	構造種別	規模(いずれかに該当するもの)			木 造	①階数 3 以上 	②延べ面積 300 m² を超える 	③高さ 16 m を超える 	木造以外の構造	①階数 2 以上 	②延べ面積 200 m² を超える 	
構造種別	規模(いずれかに該当するもの)														
木 造	①階数 3 以上 	②延べ面積 300 m² を超える 	③高さ 16 m を超える 												
木造以外の構造	①階数 2 以上 	②延べ面積 200 m² を超える 													
7	61	8-13 表 3	(別添 No. 1 参照)												
	62	全体	(別添 No. 2 参照)												
8	62	全体	(別添 No. 2 参照)												
	63	全体	(別添 No. 3 参照)												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
9	63	全体	(別添 No. 3 参照)	(別添 No. 3 参照)
			(別添 No. 4 参照)	(別添 No. 4 参照)
10	63	21	●必要軸組長さ = (その階の見付面積) × (区域に応じた表 <u>5</u> の数値) (2)	●必要軸組長さ = (その階の見付面積) × (区域に応じた表 <u>3</u> の数値) (4)
			●積雪荷重 = (積雪の単位重量) × (屋根の水平投影面積) × (その地方の垂直積雪量) (3)	●積雪荷重 = (積雪の単位重量) × (屋根の水平投影面積) × (その地方の垂直積雪量) (5)
	77	27-28	●風圧力 = (速度圧) × (風力係数) (4)	●風圧力 = (速度圧) × (風力係数) (6)
			●速度圧 $q = 0.6 \times E \times V_0^2$ (5)	●速度圧 $q = 0.6 \times E \times V_0^2$ (7)
	78	4	●地震力 = (固定荷重 + 積載荷重) × (地震層せん断力係数) (6)	●地震力 = (固定荷重 + 積載荷重) × (地震層せん断力係数) (8)
			●地震層せん断力係数 $C_i = Z \times R_t \times A_i \times C_o$ (7)	●地震層せん断力係数 $C_i = Z \times R_t \times A_i \times C_o$ (9)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
11	63	21	●必要軸組長さ = (その階の見付面積) × (区域に応じた表 <u>5</u> の数値) (2)	(番号 10 に記載)
	64	表 5	表 <u>5</u> 単位見付面積あたりに必要な軸組長さ	表 <u>3</u> 単位見付面積あたりに必要な軸組長さ
	64	5	応じた表 <u>6</u> の倍率	応じた表 <u>4</u> の倍率
	64	表 6	表 <u>6</u> 軸組の種類と倍率 ¹⁾	表 <u>4</u> 軸組の種類と倍率 ¹⁾
	65	24	表 <u>6</u> 注3)から	表 <u>4</u> 注3)から
	65	25	表 <u>6</u> 注6)から	表 <u>4</u> 注6)から
	73	3	定められている(表 <u>7</u>)(令79条1項)。	定められている(表 <u>5</u>)(令79条1項)。
	73	表 7	表 <u>7</u> 鉄筋のかぶり厚さ	表 <u>5</u> 鉄筋のかぶり厚さ
	73	11	(図23, 図24, 表 <u>8</u> , 表 <u>9</u>)	(図23, 図24, 表 <u>6</u> , 表 <u>7</u>)
	73	表 8	表 <u>8</u> 通常の耐力壁の規定	表 <u>6</u> 通常の耐力壁の規定
	74	表 9	表 <u>9</u> 壁式構造の耐力壁の規定	表 <u>7</u> 壁式構造の耐力壁の規定
	76	1	の各応力度を表 <u>10</u> の	の各応力度を表 <u>8</u> の
	76	表 10	表 <u>10</u> 力の組合せ	表 <u>8</u> 力の組合せ

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
12	65	側注 1	<p>① 令 46 条 4 項, 平成 12 年建設省告示 1352 号</p>	<p>① 令 46 条 4 項, 昭和 56 年建設省告示 1100 号</p>
13	65	図 12	 <p>番号 4 けた 105×105 まぐさ 筋かい: 30×90 壁: 柱および間 柱の両面に 木ぞりを打 ちつける 土台 105×105 1800 1800 900 単位 [mm]</p>	 <p>番号 4 桁 105×105 まぐさ 筋かい: 30×90 壁: 柱および間 柱の両面に 木ぞりを打 ちつける 垂れ壁: 挿入 準耐力壁で はない 土台 105×105 1800 1800 900 単位 [mm]</p>
14	66	3	<p>ただし, 屋根は金属板ぶき, 壁は通常の重量のものとする。</p>	<p>ただし, 単位面積あたりの必要軸組長さ L_w は, 1 階は $29 \text{ cm}/\text{m}^2$, 2 階は $15 \text{ cm}/\text{m}^2$ とする。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
15	68	1	<p>問 3 図 15 のような木造瓦ぶき建築物の必要軸組長さを求めよ。また、</p>	<p>問 3 図 15 のような木造金属板ぶき建築物の必要軸組長さを求めよ。ただし、単位面積あたりの必要軸組長さは $15 \text{ cm}/\text{m}^2$ とする。また、</p>
16	70	側注 2	<p>① 平成 12 年建設省告示 1456 号</p> <p>② 小規模の建築物(軒の高さが 9 m 以下、張り間が 13 m 以下、延べ面積が 3000 m^2 以下のすべてに該当するもの)について、ボルトが緩まないように戻り止め等の措置をした場合に限り、ボルト接合によることができる。</p> <p>③ 平成 12 年建設省告示 1464 号</p>	<p>① 平成 12 年建設省告示 1456 号</p> <p>② 小規模の建築物(軒の高さが 9 m 以下、張り間が 13 m 以下、延べ面積が 3000 m^2 以下のすべてに該当するもの)について、ボルトが緩まないように戻り止め等の措置をした場合に限り、ボルト接合によることができる。また、これらの規模を超えていても、国土交通大臣が定める規模、層間変形角などに関する基準(令和 6 年国土交通省告示 955 号)に適合する場合は、ボルト接合によることができる。</p> <p>③ 平成 12 年建設省告示 1464 号</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
17	81	2-6	<p>7. 木造瓦ぶき 2 階建住宅で、横架材の相互間の垂直距離が、各階とも 3 m の場合、構造耐力上主要な部分である柱の最小限必要な小径を計算せよ。</p> <p>削除 また、12 cm 角の柱を 1 階に用いる場合に、主要な横架材の相互間の距離の最大限度を計算せよ。</p> <p>ただし、柱の構造耐力上の安全性を確かめる構造計算は行わないものとする。</p>	<p>7. 木造瓦ぶき 2 階建住宅で、横架材の相互間の垂直距離が各階とも 3 m、負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和が、1 階では 4800 N/m^2、2 階では 2400 N/m^2 の場合、構造耐力上主要な部分である柱の最小限必要な小径を計算せよ。</p> <p>ただし、柱の構造耐力上の安全性を確かめる構造計算は行わないものとする。</p>
210	左段 33-34		<p>練習問題(p. 81) 7. 1 階 10.8 cm, 2 階 10.0 cm, 横架材相互間の距離 336 cm</p>	<p>練習問題(p. 81) 7. 1 階 117 mm(規格材 120 mm), 2 階 99 mm(規格材 105 mm)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
18	81	9	いよく配置されているかどうか確かめよ。	いよく配置されているかどうか確かめよ。ただし、 <u>単位面積あたりの必要軸組長さは 20 cm/m² とする。</u> 挿入
	81	図 32	◆木材15mm×90mmの片側筋かいで 両面木ぎり下地壁 ◆木材 <u>15</u> mm×90mmの片側筋かいで 片面木ぎり下地壁, <u>片面構造用合板壁</u> <u>削除</u>	◆木材15mm×90mmの片側筋かいで 両面木ぎり下地壁 ◆木材 <u>30</u> mm×90mmの <u>たすき掛け筋</u> かいで 両面木ぎり下地壁
	210	左段 36	張り間方向→右 <u>13.16</u> , 左 <u>4.93</u>	張り間方向→右 <u>9.87</u> , 左 <u>3.70</u>
	210	左段 37	→上 <u>7.40</u> , 下 <u>14.81</u>	→上 <u>5.55</u> , 下 <u>11.11</u>
19	81	10	9. 図 33 のような木造瓦ぶき 2 階建住宅の必要軸組長さを求めよ。挿入	9. 図 33 のような木造 <u>金属板</u> ぶき 2 階建住宅の必要軸組長さを求めよ。ただし、 <u>単位面積あたりの必要軸組長さは、1 階では 37 cm/m², 2 階では 18 cm/m² とする。また、敷地は特定行政庁が指定する強い風が吹く区域以外の区域にあるものとする。</u>
	210	左段 41	<u>2886.84</u> cm	<u>3236.76</u> cm
	210	右段 2	<u>1837.08</u> cm	<u>1574.64</u> cm

番号	訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文				
20	91 表 4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">耐火建築物 など^{①)}</td> <td style="padding: 5px;">準耐火建築物 など^{②)}</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> ②) </div> <div style="text-align: center;"> 2階^{※3)}の部分の 計が 300 m² 以上 のもの </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 排煙上の無窓居室^{※4)} (天井高が 6 m を 超えるものを除く) </div> <div style="text-align: center;"> 排煙上の無窓居室^{⑦)} (天井高が 6 m を 超えるものを除く) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> ⑧) </div> <div style="text-align: center;"> ⑧) </div> </div>	耐火建築物 など ^{①)}	準耐火建築物 など ^{②)}	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">耐火建築物 など^{③)}</td> <td style="padding: 5px;">準耐火建築物 など^{④)}</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> ⑤) ②) </div> <div style="text-align: center;"> 2階^{⑥)}の部分の計 が 300 m² 以上の もの </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 排煙上の無窓居室^{⑦)} (天井高が 6 m を 超えるものを除く) </div> <div style="text-align: center;"> 排煙上の無窓居室^{⑧)} (天井高が 6 m を 超えるものを除く) </div> </div>	耐火建築物 など ^{③)}	準耐火建築物 など ^{④)}
耐火建築物 など ^{①)}	準耐火建築物 など ^{②)}						
耐火建築物 など ^{③)}	準耐火建築物 など ^{④)}						

注. 1) 自動式消火設備(スプリンクラー設備など)と排煙設備を設けた建築物の部分などについては適用しない。
 2) 窓台、幅木、回り縁などは制限の対象としない。
 3) ⑧では、学校、体育施設、100 m² 以内ごとに防火区画した高さ 31 m 以下にある居室(特殊建築物以外の)、②で高さ 31 m 以下の部分を除く。
 4) ②の共同住宅、寄宿舎などで、床面積 100 m²(共同住宅の住戸は 200 m²)以内ごとに耐火構造の床、壁、防火設備で区画されている居室は内装制限を受けない。
 5) ※1 特定主要構造部を耐火構造とした建築物または法 2 条九号の三イに該当する建築物(1 時間準耐火基準に適合するものに限る)。
 6) ※2 法 2 条九号の三イまたはロのいずれかに該当する建築物(1 時間準耐火基準に適合するものを除く)。
 7) ※3 の病院・有床診療所は、2 階に病室がある場合に限る。
 8) ※4 溫湿度調整を必要とする作業室等で採光上有効な開口部の面積が p.38 の表 1 の数値を満たさない居室にも適用される(床面積にかかわらず全部適用)。

注. 1) 自動式消火設備(スプリンクラー設備など)と排煙設備を設けた建築物の部分などについては適用しない。
 2) 窓台、幅木、回り縁などは制限の対象としない。
 3) 特定主要構造部を耐火構造とした建築物または法 2 条九号の三イに該当する建築物(1 時間準耐火基準に適合するものに限る)。
 4) 法 2 条九号の三イまたはロのいずれかに該当する建築物(1 時間準耐火基準に適合するものを除く)。
 5) ②の共同住宅、寄宿舎などで、床面積 100 m²(共同住宅の住戸は 200 m²)以内ごとに耐火構造の床、壁、防火設備で区画されている居室は内装制限を受けない。
 6) 病院・有床診療所は、2 階に病室がある場合に限る。
 7) 溫湿度調整を必要とする作業室等で採光上有効な開口部の面積が p.38 の表 1 の数値を満たさない居室にも適用される(床面積にかかわらず全部適用)。
 8) ⑧では、学校、体育施設、100 m² 以内ごとに防火区画した高さ 31 m 以下にある居室(特殊建築物以外の)、②で高さ 31 m 以下の部分を除く。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21	161	5-7	<p>なお, <u>建築物省エネ法に基づく特定建築物</u>の新築, 増築および改築を行おうとする場合などには, 所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定を受け,</p>	<p>なお, <u>建築物</u>の新築, 増築および改築を行おうとする場合には, <u>建築物省エネ法に基づき</u>, 所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定を受け,</p>
22	161	表 1 注 1	<p><u>建築主事等</u>に通知する</p>	<p><u>建築主事等</u>または<u>指定確認検査機関</u>に通知する</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23	162	13	大規模建築物以外の建築物	大規模建築物 ^❶ 以外の建築物
	162	13 行目 側注		<p>❷ 土法 3 条 1 項各号に定める一級建築士でなければ設計などを行うことができない建築物。 ⇒p.185 表 2</p>
	162	図 1	許可の同意❸	許可の同意❸
	162	側注 2	❹ ⇒p.180	❺ ⇒p.180
24	164	側注 1	<p>❻ 国、都道府県または建築主事を置く市区町村の建築物の確認は、建築主事等に限られる(法 18 条)。</p> 	
	164	7	削除 制度である❻(図 2)。	制度である(図 2)。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
25	164	8-9	<p>国土交通省の資料によると、令和<u>4</u>年度の建築確認件数約<u>52</u>万件のうち約<u>49</u>万件が指定確認</p>	<p>国土交通省の資料によると、令和<u>5</u>年度の建築確認件数約<u>48</u>万件のうち約<u>45</u>万件が指定確認</p>
26	166	表 1 ⑯	<p>⑯ 建築物省エネ法<u>11</u>条1項</p> <p>特定建築物の省エネルギー基準への適合義務 削除</p>	<p>⑯ 建築物省エネ法<u>10</u>条1項</p> <p>建築物の省エネルギー基準への適合義務</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
27	167	1-7	<p>② 木造の建築物で、3以上<u>の階数</u>^①があり、または延べ面積が500m²、高さが13mまたは軒の高さが9mを超えるもの(法6条1項二号)。 削除</p> <p>③ 木造以外の建築物で、2以上の階数があり、または延べ面積が200m²を超えるもの(法6条1項三号)。</p> <p>④ 上記①、②および③以外の建築物で、都市計画区域内もしくは準都市計画区域内、準景観地区内などの建築物(法6条1項四号)。</p>	<p>② ①に示す建築物以外の建築物で、2以上の階数^①があり、または延べ面積が200m²を超えるもの(法6条1項二号)。</p> <p>③ 上記①および②以外の建築物で、都市計画区域内もしくは準都市計画区域内、準景観地区内などの建築物(法6条1項三号)。</p>
28	167	表2	(別添No.5に記載)	(別添No.5に記載)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
29	177	28	3年以下の <u>懲役</u> または	3年以下の <u>拘禁刑</u> または
30	181	15	(a) 木造 <u>2階建</u> ,	(a) 木造 <u>平家建</u> ,

番号	訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																															
31	185	表 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構 造 延べ面積 $A [m^2]$</th><th colspan="2">木 造</th><th colspan="2">鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など</th></tr> <tr> <th colspan="2">高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下</th><th>高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの</th><th>高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下</th><th>高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>階数 1</td><td>階数 2</td><td>階数 3 以 上</td><td>階数 2 以 下</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構 造 延べ面積 $A [m^2]$</th><th colspan="2">木 造</th><th colspan="2">鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など</th></tr> <tr> <th colspan="2">高さ 16 m 以下</th><th>高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上</th><th>高さ 16 m 以下</th><th>高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>階数 1</td><td>階数 2</td><td>階数 3 以 上</td><td>階数 2 以 下</td></tr> </tbody> </table>	構 造 延べ面積 $A [m^2]$	木 造		鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など		高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下		高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの	高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下	高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの		階数 1	階数 2	階数 3 以 上	階数 2 以 下	構 造 延べ面積 $A [m^2]$	木 造		鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など		高さ 16 m 以下		高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上	高さ 16 m 以下	高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上		階数 1	階数 2	階数 3 以 上	階数 2 以 下	
構 造 延べ面積 $A [m^2]$	木 造		鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など																															
	高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下		高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの	高さ 13 m 以下かつ軒高 9 m 以下	高さ 13 m または 軒高 9 m を 超えるもの																													
	階数 1	階数 2	階数 3 以 上	階数 2 以 下																														
構 造 延べ面積 $A [m^2]$	木 造		鉄筋コンクリート造, 鉄骨造など																															
	高さ 16 m 以下		高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上	高さ 16 m 以下	高さ 16 m を超 えるものまた は地階を除く 階数 4以上																													
	階数 1	階数 2	階数 3 以 上	階数 2 以 下																														
32	186	表 3	<p>・ 木造……………高さ > 13 m または 軒高 > 9 m</p>	<p>・ 木造……………高さ > 16 m または 地上階数 ≥ 4</p>																														

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																		
	ページ	行																				
33	192	表 1 1 段目	／郵便局, 理髪店, クリーニング取次 <small>削除</small>	／理髪店, クリーニング取次																		
	192	表 1 最下段	—	保健所, 税務署など																		
34	193	図 1 (c)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車いす使用者用 便房の数</td> <td>建物に 1以上</td> <td>各階に原則 2%以上</td> </tr> <tr> <td>オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数</td> <td>建物に 1以上</td> <td>各階に 1以上</td> </tr> </tbody> </table>		義務基準	誘導基準	車いす使用者用 便房の数	建物に 1以上	各階に原則 2%以上	オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数	建物に 1以上	各階に 1以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>義務基準</th> <th>誘導基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車いす使用者用 便房の数</td> <td>各階に原則 1以上</td> <td>各便所に 1以上</td> </tr> <tr> <td>オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数</td> <td>建物に 1以上</td> <td>各階に 1以上</td> </tr> </tbody> </table>		義務基準	誘導基準	車いす使用者用 便房の数	各階に原則 1以上	各便所に 1以上	オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数	建物に 1以上	各階に 1以上
	義務基準	誘導基準																				
車いす使用者用 便房の数	建物に 1以上	各階に原則 2%以上																				
オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数	建物に 1以上	各階に 1以上																				
	義務基準	誘導基準																				
車いす使用者用 便房の数	各階に原則 1以上	各便所に 1以上																				
オストメイト対応水洗 器具を設けた便房の数	建物に 1以上	各階に 1以上																				

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
35	194	側注 5	<p>⑤ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の通称。</p>	<p>⑤ 「建築物のエネルギー消費性能の<u>向上等</u>に関する法律」の通称。</p>
36	194	19-32	(別添 No. 6 参照)	
	195	全体		
	196	全体	(別添 No. 6 参照)	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
37	202	3	2階建(軒高 8 m)木造小学校を,	2階建(高さ 12 m)木造小学校を,
	202	4	2階建(軒高 6 m)鉄筋コンクリート造の病院は,	2階建(高さ 8 m)鉄筋コンクリート造の病院は,
	202	6	2階建(軒高 7 m)木造の商店を,	2階建(高さ 9 m)木造の商店を,
	202	7	3階建(軒高 10 m)木造住宅は, <u>一級建築士でなければ設計できない。</u>	3階建(高さ 13 m)木造住宅を, <u>二級建築士が設計した。</u>
	202	8	3階建(軒高 9 m)木造住宅を,	3階建(高さ 12 m)木造住宅を,
38	202	11	(g) 延べ面積 500 m ² の新築工事の設計を,	(g) <u>建築士事務所の開設者が</u> , 延べ面積 500 m ² の新築工事の設計を, 挿入
	202	11	他の <u>設計</u> 事務所の	他の <u>建築士</u> 事務所の

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
39	203	9	延べ面積 <u>200 m²</u> 以上の事務所を新築する場合は,	延べ面積 <u>200 m²</u> の事務所を新築する場合は,
	203	9	建築物省エネ法により、建築物消	建築物省エネ法により、建築物 <u>エネルギー消</u> 挿入
	210	右段 39	(c) <u>×</u> ,	(c) <u>○</u> ,
40	203	11	設計者は、延べ面積 <u>150 m²</u> の住宅を設計する場合,	建築士は、建築物を設計する場合,
	203	12	消費性能基準への適合性について説明する義務がある。	消費性能などについて説明するよう努めなければならない。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																										
	ページ	行																																												
41	207	付録 2 タイトル		<u>建築基準法施行令46条4項に基づく軸組計算書の例</u>																																										
				<u>昭和56年建設省告示1100号第3に基づく軸組計算書の例</u>																																										
207	中段 2.		2. 床面積に乗ずる数値 (cm/m ²) (軟弱地盤地域では表に掲げる数値を1.5倍にする)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建 物 の 种 類</th> <th>平 家 建</th> <th>2 階 建 の 1 階</th> <th>2 階 建 の 2 階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根を瓦などの重い材でふいたもの</td><td>15</td><td>33</td><td>21</td></tr> <tr> <td>屋根を金属板石板等軽い材でふいたもの</td><td>11</td><td>29</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	建 物 の 种 類	平 家 建	2 階 建 の 1 階	2 階 建 の 2 階	屋根を瓦などの重い材でふいたもの	15	33	21	屋根を金属板石板等軽い材でふいたもの	11	29	15																														
建 物 の 种 類	平 家 建	2 階 建 の 1 階	2 階 建 の 2 階																																											
屋根を瓦などの重い材でふいたもの	15	33	21																																											
屋根を金属板石板等軽い材でふいたもの	11	29	15																																											
207	下段 4.		2. 床面積に乗ずる数値 (cm/m ²) (計算または設計支援ツールから求める)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>床 面 積 に 乗 す る 数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 階</td><td></td></tr> <tr> <td>1 階</td><td></td></tr> </tbody> </table>		床 面 積 に 乗 す る 数 値	2 階		1 階																																					
	床 面 積 に 乗 す る 数 値																																													
2 階																																														
1 階																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>仕 様</th> <th>倍 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱頭 柱脚</td><td>筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【金46条表1(四)】</td><td>2.0</td></tr> <tr> <td>A</td><td>構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>B</td><td>○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	記 号	仕 様	倍 率	柱頭 柱脚	筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【金46条表1(四)】	2.0	A	構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】	2.5	B	○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】	1.3										<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>仕 様</th> <th>倍 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱頭 柱脚</td><td>筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】</td><td>2.0</td></tr> <tr> <td>A</td><td>構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 二号別表2(四)】</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>B</td><td>○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	記 号	仕 様	倍 率	柱頭 柱脚	筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】	2.0	A	構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 二号別表2(四)】	2.5	B	○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】	1.3									
記 号	仕 様	倍 率																																												
柱頭 柱脚	筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【金46条表1(四)】	2.0																																												
A	構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】	2.5																																												
B	○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】	1.3																																												
記 号	仕 様	倍 率																																												
柱頭 柱脚	筋かい 厚さ4.5cm×幅9.0cm木材 【昭和56年建設省告示1100号第1 一号別表1(四)】	2.0																																												
A	構造用合板(特類) 厚さ7.5mm 大壁くぎ打N50@15cm 【昭和56年建設省告示1100号第1 二号別表2(四)】	2.5																																												
B	○○ボード ねじ止め@15cm 大壁床勝ち 【大臣認定番号 FRM-○○○○】	1.3																																												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																
	ページ	行																																		
42	208	上段 中央	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>m^2</th> <th>$\frac{m}{m^2}$ 1m²当り必要壁長</th> <th>必要壁長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.11</td> <td>0.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.15</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長		0.50				0.11	0.15			0.15	0.21		<table border="1"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>m^2</th> <th>$\frac{m}{m^2}$ 1m²当り必要壁長</th> <th>必要壁長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長		0.50										
面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長																																	
	0.50																																			
	0.11	0.15																																		
	0.15	0.21																																		
面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長																																	
	0.50																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>m^2</th> <th>$\frac{m}{m^2}$ 1m²当り必要壁長</th> <th>必要壁長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.33</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長		0.50				0.29				0.33			<table border="1"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>m^2</th> <th>$\frac{m}{m^2}$ 1m²当り必要壁長</th> <th>必要壁長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長		0.50													
面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長																																	
	0.50																																			
	0.29																																			
	0.33																																			
面 積	m^2	$\frac{m}{m^2}$ 1m ² 当り必要壁長	必要壁長																																	
	0.50																																			
208	下段 中央																																			
43	209	付録 3 タイトル	<p><u>平成12年建設省告示1352号に基づく軸組基準</u></p> <p><u>昭和56年建設省告示1100号第4に基づく軸組基準</u></p>																																	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文												
	ページ	行														
44	209	付録 3 図														
	209	注 1	注 1. ハッチ部分はY方向右側の $\sum A_2$ となる。	注 1. ハッチ部分は2階Y方向右側のSとなる。												
	209	表 下段	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">2 階 建</td> <td>各方向の側端部分</td> </tr> <tr> <td>側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S</td> </tr> <tr> <td>側端部 $\frac{1l}{4}$ の中 2 階面積 a</td> </tr> <tr> <td>合計 $A_1 + \sum A_2 = \Sigma A_1$</td> </tr> <tr> <td>必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$</td> </tr> </table>	2 階 建	各方向の側端部分	側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S	側端部 $\frac{1l}{4}$ の中 2 階面積 a	合計 $A_1 + \sum A_2 = \Sigma A_1$	必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">2 階 建</td> <td>各方向の側端部分</td> </tr> <tr> <td>側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S</td> </tr> <tr> <td>側端部 $\frac{1l}{4}$ の小屋裏物置 a</td> </tr> <tr> <td>合計 床面積 ΣA_1</td> </tr> <tr> <td>必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$</td> </tr> </table>	2 階 建	各方向の側端部分	側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S	側端部 $\frac{1l}{4}$ の小屋裏物置 a	合計 床面積 ΣA_1	必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$
2 階 建	各方向の側端部分															
	側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S															
	側端部 $\frac{1l}{4}$ の中 2 階面積 a															
	合計 $A_1 + \sum A_2 = \Sigma A_1$															
	必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$															
2 階 建	各方向の側端部分															
	側端部 $\frac{1l}{4}$ の床面積 S															
	側端部 $\frac{1l}{4}$ の小屋裏物置 a															
	合計 床面積 ΣA_1															
	必要壁量 $L_n = ② \times \Sigma A_1$															
45	209	注記 5	注 5. イは 1 階の軸倍率 Y 方向左側, ロは X 方向下側, ハは $\frac{1ly}{4}$ で含む②は 15 とする。	注 5. イは 1 階の軸倍率 Y 方向左側, ロは 1 階 X 方向下側, $\frac{1ly}{4}$ 上にあるハは 1 階 X 方向上側の軸組となる。 注 6. 1 階下側および 1 階左側は 2 階が乗らない領域のため, ②は平屋の係数を用いる。												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
46	210	左段 26	問 1. (p. 62) <u>10 cm</u>	問 1. (p. 62) <u>111 mm(規格材 120 mm)</u>
47	210	左段 29	<u>8100 mm</u>	<u>8.1 m</u>
48	210	右段 33	(d) <u>×</u> ,	(d) <u>○</u> ,

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
49	62	1	<p><u>すみ柱</u>または</p> <p>見返し 6 左上</p> <p>すみ柱の規定</p> <p>見返し 6 左下</p> <p>柱の太さの規定</p> <p><u>屋根・壁の種別</u>に応じて柱の小径を規定</p>	<p><u>隅柱</u>または</p> <p>隅柱の規定</p> <p>柱の太さの規定</p> <p><u>建築物の実況</u>に応じて柱の小径を規定</p>
50	213	右段 12	有効細長比 62, 69	有効細長比 61, 69